

高知県海洋深層水販売促進事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、高知県補助金等交付規則（昭和43年高知県規則第7号）第24条の規定に基づき、高知県室戸海洋深層水販売促進事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) フェア 小売店等が一般消費者を対象に実施するPR活動を伴う販売形態をいう。
- (2) 展示商談会 多数の事業者が取扱商品を展示した上で参加する商談会をいう。

(補助目的)

第3条 県は、高知県の重要資源の1つである「室戸海洋深層水」を利用した商品の更なる外商を拡大するため、一般社団法人高知海洋深層水企業クラブ（以下「補助事業者」という。）が実施する事業に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付する。

(補助対象事業)

第4条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、次に掲げる要件を満たす事業とする。

- (1) 次に掲げるもので、別表1に定める要件を満たす事業であること。
 - ア フェアへの参加
 - イ 展示商談会への出展
 - ウ PR媒体の制作
 - エ HP等の更新・改修
 - オ セミナー等の開催
- (2) 令和8年3月31日までに事業が完了すること。

(補助対象経費、補助率及び補助限度額)

第5条 補助対象経費、補助率及び補助限度額は、別表1に定めるとおりとする。ただし、算出された交付額に1,000円未満の端数を生じた場合は、当該端数を切り捨てるものとする。

(補助金の交付の申請)

第6条 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、第4条第1号に掲げる事業について別記第1号様式による補助金交付申請書及び別記第2号様式による誓約書兼同意書を知事に提出しなければならない。

- 2 補助事業者は、前項の規定により補助金の交付を申請するに当たって、補助事業に要する経費から消費税及び地方消費税を減額した金額を補助対象経費として算出し、これに補助率を乗じた金額を上限として、補助金の交付を申請しなければならない。

(補助の条件)

第7条 補助事業者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 補助事業の実施に当たっては、別表2に掲げるいずれかに該当すると認められる者を契約の相手方としないこと等暴力団等の排除に係る県の取扱いに準じて行わなければならないこと。
- (2) 補助事業の執行に際しては、県が行う契約手続の取扱いに準じて行わなければならないこと。
- (3) 補助金に係る経理についての収支の事実を明らかにした証拠書類を整理し、かつ、当該書類を補助事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間保管しなければならないこと。
- (4) 補助事業が完了した後も補助事業により取得し、又は効用の増加した財産を善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付の目的に従ってその効率的な運用を図らなければならないこと。

(5) 県税及び県に対する税外未収金債務の滞納がないこと。

(補助金の交付の決定)

第8条 知事は、第6条第1項の規定による補助金交付申請書の提出があったときは、その内容及び補助金の交付の適否等を審査の上、適当であると認めるときは、補助金の交付の決定を行い、当該補助事業者に通知するものとする。

2 知事は、補助金の交付の決定をする場合において、補助金の交付目的を達成するため必要があると認めるときは、別に交付の条件を付することができる。

(補助金の交付の決定の取消し)

第9条 知事は、補助事業者が次の各号のいずれか又は別表2のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の額の確定の有無にかかわらず、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 法令若しくはこの要綱の規定又は法令若しくはこの要綱の規定に基づく処分若しくは指示に違反したとき。

(2) 補助金を補助事業以外の用途に使用したとき。

(3) 補助事業に関して不正その他不適當な行為をしたとき。

(4) 補助金の交付の決定後に生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなったとき。

(補助金の返還)

第10条 知事は、前条の規定に基づき補助金の交付の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されている場合は、期限を定めて当該補助金の返還を命ずるものとする。

2 知事は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されている場合は、当該超える部分の補助金の返還を命ずるものとする。

(補助事業の変更又は中止等)

第11条 補助事業者は、次の各号に掲げるいずれかの事項に係る変更をしようとするときは、事前に別記第3号様式による変更(中止・廃止)承認申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

(1) 補助金額の増額

(2) 補助金額の20パーセントを超える減額

(3) 補助事業の中止又は廃止

(概算払の請求)

第12条 補助金は、第14条の規程により交付すべき補助金の額を確定した後に支払うものとする。ただし、知事が補助金の交付の目的を達成するために必要があると認めるときは、確定前にその全部又は一部を概算払することができる。

2 補助事業者は、補助金の概算払を受けようとするときは、別記第4号様式による請求書を知事に提出しなければならない。

(実績報告)

第13条 補助事業者は、補助事業が完了したとき(補助事業の廃止の承認を受けたときを含む。)は、当該完了の日から起算して30日を経過した日又は補助事業の実施年度の3月31日のいずれか早い日までに別記第5号様式による実績報告書を知事に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第14条 知事は、前条の規定による実績報告を受けた場合は、実績報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査を行い、当該報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付の決

定の内容（第11条の規定による承認をした場合は、その承認された内容）及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、当該補助事業者に通知するものとする。

（遂行状況の報告等）

第15条 知事は、必要があると認めるときは、補助事業者に対し、補助事業の遂行の状況について報告を求め、又は調査を行うものとする。

2 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに知事に報告し、その指示を受けることとする。

（グリーン購入）

第16条 補助事業者は、補助事業の実施において物品等を調達する場合は、県が定める「高知県グリーン購入基本方針」に基づき環境物品等の調達に努めるものとする。

（情報の開示）

第17条 補助事業又は補助事業者に関して、高知県情報公開条例（平成2年高知県条例第1号）に基づく開示請求があった場合は、同条例第6条第1項の規定による非開示項目以外は、原則として開示するものとする。

（知的財産）

第18条 補助事業に関連する知的財産については、補助事業者の責任において適切に管理しなければならない。

2 補助事業により作成された著作物に係る著作権に関し、第三者の著作権を侵害するものとして、第三者との間で紛争が生じた場合は、補助事業者は、その責任においてこれを処理し、解決しなければならない。

（委任）

第19条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

2 この要綱は、令和8年5月31日限りその効力を失う。ただし、この要綱の規定に基づき交付された補助金については、第9条、第10条、第15条第1項、第17条及び第18条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。

別表 1 (第 4 条、第 5 条関係)

補助要件	事業区分	費目	補助対象経費の内訳	補助率・限度額	
右記事業区分 ①～⑤までの いずれか又は 複数を企画し、 室戸海洋深層 水のブランド 力向上、販路開 拓に効果的だ と判断され ること。	①フェアへの参加 ※)県外開催のフェアが対象となること。	使用料及び賃借料	装飾費に要する経費及び什器等の借上げに要する経費	補助率： 1/2 以内	上限額： 100 万円
		旅費	フェア参加に必要な旅費として支払われる経費 (注)高速道路料金を含む。		
	②展示商談会への出展	使用料及び賃借料	展示商談会に参加するための出展料、装飾費に要する経費及び什器等の借上げに要する経費		
		旅費	展示商談会出展に必要な旅費として支払われる経費 (注)高速道路料金を含む。		
		役務費	事業の遂行に必要な通信・運搬費。 (注)運搬費の対象は販促物及びサンプルとする。明確にその他経費と切り分けできること。		
	③PR媒体の製作	外注費	室戸海洋深層水関連商品の紹介やブランド認知向上を主目的とする動画、パンフレット(デジタル版を含む。)等のPR媒体の制作に要する経費 (注) 個人のみをPRする媒体は対象としない。		
	④HP等の更新・改修にかかる経費	外注費	HPの作成やEコマースサイト等の制作に要する経費 (注) 保守費用は対象としない。 (注) 個人のみをPRするHP等は対象としない。		
	⑤セミナー等の開催	謝金	高知県内の海洋深層水関連事業者を対象として実施するセミナー等の講師に対して支払う謝礼金		
		旅費	セミナー等に必要な旅費として支払われる経費 (注)講師の招聘に係る旅費を含む。(高速道路料金を含む) (注)セミナー等に参加する県内事業者の旅費は除く。		
		使用料及び賃借料	会場借上げ等に要する経費		

別表2（第7条―第9条関係）

- 1 暴力団（高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36号。以下「暴排条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等（同条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）であるとき。
- 2 暴排条例第18条又は第19条の規定に違反した事実があるとき。
- 3 その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含み、法人以外の団体にあつては、代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。以下同じ。）が暴力団員等であるとき。
- 4 暴力団員等がその事業活動を支配しているとき。
- 5 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。
- 6 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。
- 7 いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与したとき。
- 8 業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用したとき。
- 9 その役員が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用したとき。
- 10 その役員が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。